

令和元年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和元年7月24日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 74号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第 75号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 76号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 90号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第 91号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(9名)

1番 尾形修平君	2番 大滝国吉君
3番 平山耕君	4番 稲葉久美子君
5番 木村貞雄君	6番 長谷川孝君
7番 鈴木一之君	8番 河村幸雄君
9番 渡辺昌君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
小杉武仁君 鈴木好彦君 高田晃君
小田信人君 鈴木いせ子君 竹内喜代嗣君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	建部昌文君
同課収納対策室長	大滝 豊君(課長補佐)
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	中村豊昭君
同課生活環境室長	本間研二君(課長補佐)
同課新エネルギー推進室長	田中章穂君(課長補佐)
保健医療課長	信田和子君
同課国保室長	佐藤克也君(課長補佐)
同課国保室係長	本間かおり君
同課健康支援室副参事	川崎健一君
介護高齢課長	小田正浩君
同課高齢者支援室長	山田美和子君(課長補佐)
同課地域包括支援センター長	田中加代子君
同課介護保険室長	高橋洋一君(課長補佐)
同課介護保険室係長	近藤知子君

福 祉 課 長	木 村 静 子 君
同課福祉政策室長	石 田 浩 二 君 (課長補佐)
こ ども 課 長	鈴 木 美 宝 君
同課子育て政策係課長補佐	高 橋 朗 君
同課子育て支援室長	平 山 祐 子 君 (課長補佐)
同課子育て支援室副参事	小 林 毅 君
同課子育て支援室係長	石 山 留 美 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	菅 井 洋 子

(午前10時00分)

委員長(渡辺 昌君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、陳情第11号について陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また議会申し合わせにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(渡辺 昌君)暫時休憩を宣する。

(午前10時02分)

委員長(渡辺 昌君)委員会の再開を宣する。

(午前10時34分)

日程第1 議第74号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(こども課長 鈴木美宝君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 では、議第74号についてご説明をさせていただく。村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案は、あらかじめ病児保育センターの利用対象児童の年齢要件について利便性の向上を図るため、現行の生後6カ月から小学校3年生までを生後6カ月から小学校6年生までに拡充するものである。よろしく願いいたす。

(質 疑)

鈴木 一之 今ほど課長さんから利便性を図るということであって、小学校3年生から6年生ということでお話あったのだが、何かほかに利便性云々で何だけれども、根拠というか、それに対してどのような格好の中から、利便性と申し上げてその中身、もうちょっと詳細にお話しただけならばと思う。

こども課長 この病児施設については、平成29年の7月から開所になるが、利用者のアンケート調査によると、その年齢拡充の要望が多くあった。そのほか、時間の延長という要望もあったが、まず第1段階として年齢の拡充ということで、3年生までだったものを6年生までに拡充するというものである。

鈴木 一之 そうして、定員枠とかそういったことはまたこれからということだろうか。当初4名だったか、そしてまた必然的に3年から6年となると、幅がなるとやっぱりそこに利用される人たちもおのずとふえてくるということも鑑みていただいて、そのあたりどうだろうか。

こども課長 定員枠4名については現状のまま、現行のままと考えている。今後村上総合病院の病児保育センターもということも念頭にあるので、定員枠はこのまま現状維持ということで考えている。年齢幅が広がることによる待機という問題については、やはり年間を通じて待機が発生しているという状況ではない。やはり流行期の待機ということになる。実際の利用者の年齢状況を見ても、小学校1年生から3年生までの、だんだん年齢が上がってくると利用率が下がっていくという実態もあるので、それらを勘案して定員は現状のままということで考えていた。

鈴木 一之 あわせて、障がいを持った方がそこに利用されるということもあり得るのだが、その体制の中で補助的な立場とか、そこに精通されている人たちもそこに加わって保育をなさるか、そういうことはどうだろうか。

こども課長 常に保育士と看護師も常時呼び出しているので、障がいのお持ちの方に対する対応も十分可能だということ判断している。

鈴木 一之 そのあたりもみんな鑑みていただいて、定員のこともまたニーズに合わせて、これから合わせながら進めていただきたいと思います。以上だ。

こども課長 わかった。検討させていただく。ありがとうございます。

尾形 修平 これ、この条例改正には賛成なのだけれども、今定員が4名で変わらないということであれば、指定管理料も変わらずにいくということ理解していいか。

こども課長 年齢が拡充することによって的人的な指定管理料の上乗せという部分は発生しないということ考えている。あと、消耗品的な部分について、あと高学年の対応ということで、そちらのほうは現状の指定管理料の中で精算という形で対応していきたいと考えている。

尾形 修平 今回の村上にはあらかわしかないのだけれども、今後できるであろう病児保育も同じ当然この条例に沿ってやると思うのだけれども、例えば今の小学校3年生から6年生で、最初のこの条例つくるときにいろいろ議論したよね。これ、小学校6年生までにしたほうがいいのではないかという議論があった中で、他市の状況を見て3年生までということになって、今後それを例えば義務教育課程、中学校3年生までというようなのも、これからアンケートを重ねていった中で出てくれば対応可能になるものだろうか。

子育て支援室長 では、私のほうから答弁させていただく。このあらかわ病児保育センターについては、病児保育の事業実施要綱に基づいて実施をしているものだけれども、この病児保育要綱の実施要綱からいえば、対象児については乳児、幼児または小学校に就学している児童ということになるので、拡充をしても小学校6年生までということになろうかと思う。

長谷川 孝 ここの指定管理というのは、新潟リハビリ大学だよ。それで、例えば今のその6年生までに拡充したというのは、現場の声があったからというふうに理解していいのか。

こども課長 利用者のアンケートに基づいたものになる。

長谷川 孝 平成29年からその指定管理受けて、年に何回かお互いに話し合いとかもやっていると思うのだけれども、そういうような中でいろいろな問題指摘されたとか、こうい

うふうな形にしてくれとか、そういうふうなところという部分はあったか。

こども課長 室長のほうから答弁お願いいたす。

子育て支援室長 開所以来指定管理者のほうで利用者のアンケート調査を実施している。その中で、その申請書だったりするところが何枚かある。登録書だったり、利用するときの利用申請書だったり何枚か必要書類が発生するわけなのだけれども、同じ住所だったり名前だったり、多々かぶるところの記載事項が非常に多いということのご指摘をいただいて、今回見直しをかけさせてもらって、様式類の精査をして、なるだけ利用しやすいように、書きやすいように、余り重複しないようにということで見直しを図らせていただいた。

河村 幸雄 今ほども利用登録届出書なんていう話出たけれども、前もって利用者に対して啓発というか、伝わっている状況であるだろうか。

こども課長 事前にいろいろな形で周知のほうは行わせていただいていた。

河村 幸雄 1日定員4人をこのままということであるけれども、延べ利用者数ちょっと教えてくれ。

こども課長 平成30年度の利用者数であるが、延べ人数で353人、月平均で29.42人になる。

河村 幸雄 ありがとうございます。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第74号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第75号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 鈴木美宝君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長 引き続き、議第75号について説明をさせていただく。村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修について従来の都道府県知事が行う研修のほか、指定都市の長が行う研修について加えるものである。ご審議よろしくお願いいたす。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第75号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第76号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 鈴木美宝君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

こども課長 議第76号について説明をさせていただく。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保の基準を緩和したほか、自園調理の原則の適用を猶予される事業者に家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している事業者を追加するなど、所要の改正を行うものである。よろしくご審議お願いいたします。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第76号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第90号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、議第90号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてよろしくお願いいたします。歳入歳出の総額にそれぞれ100万円を追加し、予算の規模を64億1,350万円とするものである。補正の内容は、新潟県国民健康保険団体連合会の補助事業の交付決定に伴う事業実施に係る補正である。それでは、歳入の主な内容であるが、7P、8Pをごらんください。8款の繰越金、1項2目その他繰越金に前年度繰越金3万4,000円を計上し、9款の諸収入、2項4目雑入で県の国民健康保険団体連合会補助金96万6,000円の計上をいたしました。これは、本年度事業として5月に交付決定となった脳血管疾患の発症予防、重症化予防のための保険活動推進事業に対する補助金で、補助率は10分の10である。続いて、歳出であるが、次のページをごらんください。4款1項1目保健事業費の96万6,000円は、歳入のほうでご説明いたしました国保連合会の補助事業を活用した高血圧の訪問事業にそれを充実させる経費として、在宅看護師の賃金や旅費、そのほか個別指導に必要な血圧計等の消耗品費を計上したものである。8款の予備費6万6,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものである。以上、よろしくお願いいたします。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第91号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第91号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、予算の規模を76億4,570万円にしようとするものである。歳入のほうだが、7、8Pをごらんいただきたいと思う。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料であるが、国の消費税率引き上げに伴う介護保険料の負担軽減の拡大により3,536万円を減額いたしました。なお、減額される対象者は6,593人として見込んでいる。8款繰入金、1項4目の6万7,000円の減額だが、事務費等繰入金になる。8款1項5目の低所得者保険料軽減繰入金であるが、介護保険料の負担軽減の拡大に伴い3,536万円を追加いたしました。9款繰越金、1項1目繰越金の前年度繰越金であるが、276万7,000円を追加いたしました。次に、歳出のほうだが、9、10Pをごらんいただきたいと思う。2款1項1目居宅介護サービス給付費については、財源更正によるもので、財源の内訳が一般財源から特定財源に更正するものである。6款諸支出金の1項3目償還金の国庫支出金等返還金276万7,000円の追加であるが、平成30年度事業確定による返還金になる。内容としては、平成30年度に交付を受けた40歳から64歳までの第2号被保険者の医療保険加入者の保険料について、平成30年度介護給付費等の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金に介護給付費交付金等を返還するものである。次に、7款の予備費、1項1目予備費の6万7,000円は、予算調整のために減額いたしました。説明は以上である。よろしく願いいたします。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第91号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

渡辺委員長 以上で本委員会に付託された議案の審査等については全て終了いたしました。これら議案審査等についての委員長報告書作成は、委員長に一任させていただきたいと思うが、これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 異議ないようなので、委員長報告書の作成は、委員長に一任された。

委員長（渡辺 昌君）閉会を宣する。

（午前10時55分）